

## 第5次吹田市地域福祉計画資料9-3 指摘事項及び検討結果一覧

No.	該当箇所	御質問(原文)	市の考え
<b>(1)第5次吹田市地域福祉計画の施策体系について</b>			
1	基本目標1	「体制」という言葉は、行政が組織的に創っていくイメージであり、地域住民同士の交流を表す基本目標1で用いられるべきではないのではないか。地域福祉は地域住民が主体的に考えるものであり、地域住民同士が支え合う「機能」ではないか。	基本目標1の名称を「地域住民同士のつながりや支え合う機能の強化」へ修正。
2	基本目標1	「体制の推進」という言い回しは見たことがあるが、「体制の促進」は記憶になく、少し違和感を感じた。(体制づくりの促進などは見た気がする。)	No.1の回答と同様
3	基本目標1	施策の方向②「地域福祉活動に関する支援」について、「高齢者や障がい者(児)等への理解促進」について記載を検討することのだが、どのような事業を想定されているか教えていただきたい。また、市民アンケート調査の結果から何か課題を抽出できないか。	高齢者や障がい者(児)等への理解促進については、施策の方向②>具体的施策③「人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供」において記載予定。記載内容については、福祉に触れる機会として「福祉教育」や「福祉に関する意識啓発の取組」の紹介を検討。市民アンケート調査の結果からの課題抽出については、今後も引き続き分析すると共に、結果を共有のうえ所管室課と検討していく。
4	基本目標1	施策の方向②>具体的施策③「人権・福祉等に対する意識の向上に向けた機会の提供」について、主語(提供するのは)地域か、市か。基本目標1は地域中心、基本目標2は地域と行政の協働、基本目標3は行政主導の取組という策定部会委員の発言もあったと思う。第4次計画では同じ施策の方向について「行政が主導するばかりではなく、地域や家庭など身近なところで地道に啓発活動を続けることが最も重要」と記載されているが、方向性は変わらないか。	提供するものは市として取組を記載予定。4次計画と主な方向性は変わらないが、市が人権・福祉等に触れる機会を設ける他、地域住民主体のイベント等に地域住民が活動に参加するきっかけを作ることで、地域で主体的に人権・福祉の理解が促進されるよう取組内容を記載する。
5	基本目標2	施策の方向①>具体的施策③「青少年の健全育成」は、修正案では「福祉や子供、青少年等に関する制度の充実」となっているが、制度だけを充実することが目的ではないため、「青少年の健全育成」のまま残した方が良いと思う。	所管に確認したところ、現在は「青少年」よりも「子ども・若者」という表現の方が一般的であることや、市が本施策に関する制度を整理し、地域と協力して子ども・若者に関わっていくことの中に健全育成の要素が含まれていることから「つながりを意識した福祉や子供、若者の制度の充実」に修正。
6	基本目標3	施策方向①>具体的施策②「権利擁護支援にかかる地域連携ネットワークの構築と強化」について、どのような御意見をいただいて採用に至ったか経過を教えていただきたい。(策定部会や権利擁護ネットワーク協議会での発言等か。)	令和6年7月に吹田市権利擁護・成年後見支援センター『けんりサポートすいた』を設置し、センターを中核として権利擁護支援の取組を進めていることや国の第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて修正。
7	その他	具体的にどうしたら良いというのを思いつかないので申し訳ないが、基本目標1も2も体制のことを言っていて、それぞれで挙げている具体的施策も、他の方向性にも関わっているように思うので、この枠組みでスッキリ施策を分けるのも難しいと感じた。	各施策において地域課題や実施主体、関係機関が共通しているが、基本目標1は地域が主体、基本目標2は地域と行政等の協働という整理をしている。なお、基本目標1については「地域住民同士のつながりや支え合う機能の強化」に修正。
8	その他	下部の「包含する計画(※)」について、「計画の性質が各基本目標に該当することから、具体的施策の内容に応じて記載します」という文言について、「基本目標はまたぐが、該当する施策に当て込む」という解釈であっているか。どの施策が包含計画に該当するかわかるように示すと良いと思う。	包含する計画(成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画)に関わる施策の本文にて、当該計画に関する内容を記載する他、関連する施策にも内容を入れ込み、包含する計画が地域福祉計画に溶け込んでいるような形を想定。読み手に伝わるよう、表現や文言については検討する。
<b>(2)第5次吹田市地域福祉計画骨子案の検討について</b>			
9	資料9-1 P5	第1章>③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現について、国としての説明と市としての説明が混ざっていてわかりにくい。地域包括ケアシステムが唐突に出てきているように感じる。他市の整理されている文言を参考にしようか。	地域共生社会に関する動きを中心とした内容に修正し、地域包括ケアシステムについても制度説明のみの記載に修正。今後は適宜所管と調整し、健やか年輪プランの記載内容にも留意するようにする。
10	資料9-1 P5	第1章>③社会福祉法の改正と地域共生社会の実現における「地域包括ケアシステム」に関する記述について、現在の第9期のすこやかプランでも「2025年問題」という言葉は使っていないようなので、現在検討中の第10期の記載内容と合わせると良いかもしれない。	No.9と同様

第5次吹田市地域福祉計画資料9-3 指摘事項及び検討結果一覧

No.	該当箇所	御質問(原文)	市の考え
11	資料9-1 P7	第1章>④計画の概要>(1)計画の位置づけについて、本計画に、①重層的支援体制整備事業実施計画、②成年後見制度利用促進計画、③再犯防止推進計画 を包含することについて、 ア ①～③が本計画全体に溶け込んでいるのか。 イ 該当施策がそれぞれ特定されていて①～③の計画も策定されるのか。どちらか。 アなら市民にとっては少し分かりにくいかもしれない。 イであれば、①はどの施策(取組)が①の計画の該当箇所なのか、との星取表のようなものを付けると分かりやすくなると思う。 (子ども計画も他計画を包含する計画として策定していて、各計画の該当部分が見えるような星取表を入れている。)	アに該当。①～③の具体的な内容について、第3章の本文にて記載する予定。読み手に伝わるよう、表現や文言については検討する。
12	資料9-1 P9	第1章>④計画の概要>(2)既存計画との関係における関連計画との関係図について、4次計画では各分野の個別計画に横串を刺すイメージの図だが、5次計画では各個別計画より上位の位置づけのように見える。経過がわかるような説明があるとわかりやすいと思う。	4次計画時と同様、地域福祉計画は各分野の個別計画に横串を刺すイメージとして、4次計画時と同様のイメージ図へ修正。
13	資料9-1 P9	第1章>④計画の概要>(2)既存計画との関係における関連計画との関係図について、「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、「障がい者支援プラン(障がい福祉計画及び障がい児福祉計画)」に変更してほしい。	修正。
14	資料9-1 P14	第1章>④計画の概要>(6)策定体制について、地域福祉計画推進専門分科会と全体会を統合し、地域福祉計画と各分野ごとの計画との関係を整理するとしてきた経過について、わかりやすく示す必要があると感じた。考え方を整理する場を設けていただければ。	統合の流れを社会福祉審議会全体会と各専門分科会との関係整理の経過を踏まえて追記。
15	資料9-1 P19	計画の基本理念	現時点では、4次計画を踏襲していることからイメージ図を修正。
16	資料9-1 P19～27	第3章の施策体系を参照しながら資料9-1 の第2章を読んだが、第2章の文章から施策体系が示す具体的施策のイメージにつなげる難しさを感じた。	第2章の記載内容については、第3章にて具体的施策を文章化する際に内容が連動するよう修正予定。
17	資料9-1 P20	第2章>②基本目標>(1)地域住民同士のつながりや支え合う機能の強化について、調査結果では、近所付き合いについて「親密な付き合いのない市民の割合が70%を超えています」と記載があるが、「ほとんど付き合いがない」と回答した人のみを対象としてはどうか。 ※国の調査では、コロナ禍を経て「地域の人とあいさつをする程度の関係があればよい」と考える人の割合が増加し、地域との関係性について、相談し合う「深いつながり」よりも、あいさつ程度の「緩やかなつながり」を望む傾向が強まっている結果が出ている。国では、このような緩やかな関係性は、孤立を防ぎつつも過度な負担を避けるちょうどよい緩やかなつながりとして注目されており、近所付き合いの1つに含めている。	修正。
18	資料9-1 P25	第2章>②基本目標>(3)分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化について、【目標達成に向けた取組の考え方】の「分野を超えた専門相談機関が連携し」の意味するところが、専門相談機関が分野を超えた対応をするということか、各専門相談機関が分野を超えて連携することかが分かりにくい。 後者を意味しているのかと思うが、それであれば、P23の基本目標(2)地域住民と支援者で支え合う体制の充実の【必要な取組】の1つ目が指す範疇との違いを整理し、基本目標3の【必要な取組】に落とし込む必要があるのではないかと。	各専門相談機関が分野を超えて連携するという意味で修正。 【必要な取組】については、No.16と同様。

第5次吹田市地域福祉計画資料9-3 指摘事項及び検討結果一覧

No.	該当箇所	御質問(原文)	市の考え
19	資料9-1 P26	第2章>②基本目標>(3)分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化について、第5次すいた男女共同参画プランで「総合的支援のネットワークイメージ図」を引用させていただいた際に、当プランのパブリックコメントで「図中の人物の服の色が男性＝青系、女性＝赤系でジェンダーバイアスを助長する」との意見があり、地域福祉計画のデータの修正をお願いした経緯がある。資料では修正前の図が使用されているようなので、修正後の図を使用してほしい。(ホームページに掲載されている現行の地域福祉計画では修正後の図になっている。)	No.20のご意見も踏まえてイメージ図の修正を検討しており、服の色については留意する。
20	資料9-1 P26	第2章>②基本目標>(3)分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化について、「総合的支援のネットワークイメージ図」を見ると、市以外にも多様な団体が関わっているにもかかわらず、社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が全体の土台として位置づけられているように見受けられる。実際には、複数の団体がそれぞれの役割を担いながら連携して支えている体制が重要だと考えるため、その点がより分かりやすく伝わる図に修正していただけると良いと思う。	CSWについては、全体の土台ではなくネットワークの枠組みを超えて積極的かつ流動的に働きかけていることが伝わるよう修正を検討する。
21	資料9-2	第三章で示される施策体系に応じた具体的な評価指標(継続して施策効果を測る必要がある)ので、原則として第4次から変更されないと考えている)について、第1回庁内推進委員会(R7.6月開催)の際にいただいた資料「第4次吹田市地域福祉計画進捗管理シート」の評価がC評価(「目標に向けた取組があまり進んでいない」)になっている評価指標については、具体的な施策が変わらない場合、第5次計画でもC評価からスタートしてしまうことになるので、(重点取組にするかどうかも含めて)工夫が必要かと思う。	社会情勢や地域の課題が変化していく中で、実態に合っていない評価指標については修正や変更も検討していく。C評価の状態が続く場合等も同様に、取組の実状を適切に把握する評価指標として成り立っているのか等も踏まえて継続性の観点も考慮しながら必要に応じて変更を検討する。
22	資料9-2	基本目標ごとに資料9-1 P27「総合的支援のネットワークイメージ図」のようなイラストを掲載すると、各基本目標のイメージが伝わりやすいのではないかと。	今後第3章を文章化していく際、イメージ図の掲載等によりわかりやすい表現を検討する。
23	資料9-2	基本目標1について、「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」の結果では、自治会行事や福祉ボランティア活動への不参加割合の増加が課題として示されている。しかし実際には、子供向けの活動や防犯活動など、幅広い地域活動において不参加の割合が全体的に増加している状況が見られる。特定の活動に限らず、地域活動全般への参加が低下していることが重要な課題であると考えているので、その点を明記した方が良いと思う。	今後第3章を文章化していく際、表現を検討する。
24	資料9-2	基本目標1について、地域住民同士のつながりや地域を支える担い手不足等が課題となっているが、市民アンケート調査の結果では、地域住民の交流について、日頃、気になっていることは、「特になし」という関心のない割合が前回調査よりも増加している点についても触れてもらえると、課題がより明確になるかと思う。	No.23と同様。
25	資料9-2	基本目標2「地域住民と支援者で支え合う体制の充実」について、CSWの認知度が低いなど、目標2がうまくつながっていないように感じる。そのため地域が課題を抱え込んでいたり、必要な支援にまわらない状況が起きているのではないかと。ここが地域福祉の根幹だと思う。	必要な支援につながる仕組みづくりに留意し、今後第3章を文章化していく際、表現を検討する。
26	資料9-2	基本目標2「地域住民と支援者で支え合う体制の充実」について、市民自治の分野では「協働」という言葉を定着するべく議論がされている。言葉を平易にするのは構わないが、これまでの計画で大切にしてきた公民協働が出てこないのはおかしいか。	公民協働の必要性については、資料9-1 P12の第1章>④計画の概要>(5)支え・支えられの関係において記載する。文言については、本計画が支援者や自治会等を通じて広く地域住民に読まれる場合を想定し、全体の記載内容のバランスを踏まえて今後も検討する。

第5次吹田市地域福祉計画資料9-3 指摘事項及び検討結果一覧

No.	該当箇所	御質問(原文)	市の考え
27	資料9-2	基本目標2>各具体的施策について、市民アンケート調査の間17「くらしや健康・福祉に関する制度や施設サービスについて日頃気になっていること」の結果では、「特にない」を除いた回答が中心に記載されている。しかし、「特にない」と回答した、いわば関心がない層の割合が前回調査より増加している点は、地域の情報への関心低下を示す重要な傾向だと考える。この点も課題として明記していただけると、より実態を反映した分析になると思う。	No.23と同様。
28	資料9-2	基本目標2>施策の方向性(1)>②健康づくりの推進と地域医療の充実について、地域医療の充実という点に取組の方向性では触れられていない点が気になった。	地域医療の充実に向けて医療と介護の連携に取り組んでいる経緯を踏まえ、5次計画においても同取組について記載する内容に修正。
29	資料9-2	基本目標2>施策の方向性(1)>②健康づくりの推進と地域医療の充実について、「健診等の保健サービス」という表現をあまり使用しないため、違和感を感じた	4次計画から本文に記載していることや、複数の関係室課に確認したところ普通の業務で使用しているとの回答があったことを考慮し、地域住民の健康を支えるために市が提供するサービスの総称を「保健サービス」と表現するよう検討。
30	資料9-2	基本目標2>施策の方向(1)>具体的施策②健康づくりの推進と地域医療体制の充実	第2章>②計画策定の背景と主旨>(1)策定の背景において介護保険料の推移に関するコラムを記載することから、コラム「体操等の介護予防事業が介護保険料の増額抑制につながる」を削除。
31	資料9-2	基本目標2>施策の方向(1)「福祉・健康への取組の充実」及び施策の方向(2)「暮らしを支える環境の整備」について、4次計画で記載されている箇所から、場所が移動して(1)(2)へ分かれて入る形になるので、当室の評価指標を再考させてほしい。	No.21と同様。
32	資料9-2	基本目標3「さまざまな支援者で支え合う包括的支援体制の基盤強化」について、「さまざま」では、例えば高齢分野として認知症サポーターとケアマネジャーの連携でも「さまざま」となる。「分野横断」にしないと間違った認識が生まれるのでは。	基本目標3を「分野を超えて支援者で支え合う包括的支援体制の基盤の強化」へ修正。
33	資料9-2	基本目標3>施策の方向(2)>具体的施策②「地域の安心・安全を支える体制」について、4次計画では重点施策だったが、5次計画では重点施策ではなくなっている。再犯防止法第8条において、計画策定については市町村の努力義務であることが定められている。また、防災に関しては地域共通の課題であり、地域福祉を考える前段階として安心・安全な地域がなくてはならないため、5次計画においても重点項目にするべきではないか。	基本目標3>施策の方向(2)>具体的施策②「地域の安心・安全を支える体制」を重点施策へ修正。
34	資料9-2	基本目標3>施策の方向(1)>具体的施策①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進	基本目標3>施策の方向(1)>具体的施策①意思決定支援を重視した成年後見制度等の利用促進において、身寄りのない高齢者については日常生活自立支援事業の概要を踏まえて言及するため記載する段落を変更。